

株式会社サン・ビックの事業計画に対する産業廃棄物焼却施設の技術上の基準等への適合状況

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則のうち、該当する条項

条	項	号	省令条文	株式会社サン・ビックの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
12条			法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の最終処分場を除く。)の全てに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。	-	-	-
	1号		自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	建築基準法及び日本建築学会が規定する基準等に準拠し、構造耐力上の安全を確保できる設計とする。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (2)立面図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
	3号		産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	耐腐食性を考慮した材料を選択し、使用する。 高温部 内面耐火材(燃焼炉、高温煙道、廃熱ボイラ、減温塔) 低温部 内面コーティング+保温(低温煙道、ろ過式集じん器、煙突) キレートタンク 樹脂タンク	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画(構造基準) 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
	4号		産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	廃棄物の保管は建屋内及びタンク内で行い、廃棄物の飛散、流出を防止する。 燃焼炉においては廃棄物を完全燃焼させ、悪臭の発生を防止する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画(構造基準) 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
	5号		著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	低騒音機器、低振動機器を選択し、使用する。 騒音発生機器は屋内設置、サイレンサを設置する等の措置を講じる。 また、タービン棟(空気圧縮機・蒸気タービン発電設備)及び誘引送風機建屋は、壁面に吸音対策を講じる。 振動発生機器は強固な基礎に固定し、規制値を遵守する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (1)平面図(事業全体図面)、(3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物) 5 生活環境影響調査書 p117~143
	6号		施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	焼却施設から廃棄物に接触した排水はない。 発電に伴う冷却塔ブロー水は、塩分濃度調整水(希釈水)として再利用する。 事業場からの排水は、排水処理施設により適切に処理した後、維持管理計画値以下で稗田川(海域)へ放流する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物) 5 生活環境影響調査書 p12,15
	7号		産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。	廃棄物の発生量を考慮し、長期保管は行わず適切な量を保管し、かつ、十分な容量を有する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 保管計画書 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
12条の2			法第十五条の二第一項第一号の規定による産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	-	-	-
	5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の技術上の基準は、第四条第一項第七号(同号ロ(1)及び(2)並びにヌからカまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	-	-	-
		1号	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。	-	-	-

条	項	号	省令条文	株式会社サン・ビックの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
			イ 燃烧ガスの温度が摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。	炉内温度は自動制御により800℃以上となるように温度管理する。 800℃を下回らないよう、温度低下時は助燃バーナにより、燃烧ガスを昇温させる。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			ロ 燃烧ガスが、摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。	燃烧ガスの温度を800℃以上に保ちつつ、滞留時間を2秒以上(2.27秒)確保する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
4条	1項	7号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次の要件を備えていること。	—	—	—
			イ 法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃烧室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃烧室に投入することができる供給装置がそれぞれ設けられていること。	廃棄物の投入は自動投入機を使用し、燃烧炉への投入は外気と遮断した状態で定量ずつ行う。 液状の廃棄物は、炉の壁面から焼却室内に挿入された噴霧ノズルにより定量供給する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			ロ 次の要件を備えた燃烧室が設けられていること。	—	—	—
			(3) 外気と遮断されたものであること。	投入機は二重扉構造を採用し、燃烧炉は外気と遮断された構造とする。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			(4) 燃烧ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度(摂氏八百度以上)以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。	燃烧炉には助燃装置(助燃バーナ)を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			(5) 燃烧に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。	供給空気量をダンパで調節できる押込送風機を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			ハ 燃烧室中の燃烧ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	燃烧室中の燃烧ガス温度を温度計により連続測定し、かつ、記録計により記録する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			ニ 集じん器に流入する燃烧ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃烧ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	排ガス冷却設備(減温塔)を設置し、集じん器(ろ過式集じん器)入口ガス燃烧温度を200℃以下(190℃)に冷却する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			ホ 集じん器に流入する燃烧ガスの温度(ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃烧ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	集じん器(ろ過式集じん器)入口に温度計を設置し、自動記録計にて連続的に測定し、かつ、記録する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			ヘ 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。	集じん器(ろ過式集じん器)、触媒装置を設置し、排ガス中に含まれる有害物質等を除去し、排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)

条	項	号	省令条文	株式会社サン・ビックの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
			ト 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。	CO、O2濃度計を設置し、自動記録計で連続的に測定し、かつ、記録する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			チ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留できる設備とする。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
			リ 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。	—	—	—
		(1)	ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。	燃焼炉、再燃焼室、廃熱ボイラ、排ガス冷却設備(減温塔)からの焼却灰は水没させることで十分湿潤された状態で搬送装置により排出し、飛散、流出を防止する。 集じん器(ろ過式集じん器)からのばいじんは密閉した搬送装置により排出し、混練機内で加湿することにより飛散、流出を防止する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
		(4)	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。	ばいじんと薬剤(キレート剤)及び水を均一に混合するための混練機を設置する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設構造基準表(産業廃棄物)
12条の6			法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—
		1号	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	廃棄物受け入れの際には、産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう排出事業者から事前に情報を得て、その廃棄物の性状を把握し、計量器により計量を行う。 廃棄物の処理に当たっては、事前に必ず書面による委託契約を行う。 また、受け入れる際に取り扱うことができない廃棄物が含まれていないかを manifests 及び目視にて確認する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (1)平面図(事業全体図面) 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		2号	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	産業廃棄物の投入量が処理能力を超えないように管理する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		3号	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは直ちに投入を停止し、通常の立下運転を行う。 本施設には発電設備が付帯しており、外部電源が遮断された場合でも自立運転により電源供給が可能である。 地震時は感震器が作動し、自動で投入停止となる。 風水害等自然災害や防ぎきれない事故等の対応は、緊急時対応マニュアルを作成し、手順を社員全員が十分に理解するための教育訓練を行い、緊急時の対応を素早く適切に行うことにより、人的被害や環境汚染等の最小限化に努める。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		4号	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	1回/年の機能検査、数か月毎の停止点検及び日常点検を実施する。 その他必要な排ガス測定を実施する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		5号	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物の飛散、流出には十分注意し、日常点検を実施する。 異常時には直ちに必要な措置を講ずる。 また、廃棄物中の悪臭は高温燃焼により処理し、発散を防止する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物) 5 生活環境影響調査書 p144~151

条	項	号	省令条文	株式会社サン・ビックの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
		6号	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	施設内清掃を実施し、清潔を保持する。 また、廃棄物は適正量を保管し、長期保管は行わない。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 保管計画書 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		7号	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	低騒音機器、低振動機器を選択し、使用する。 騒音発生機器は屋内設置、サイレンサを設置する等の措置を講じる。 また、タービン棟(空気圧縮機・蒸気タービン発電設備)及び誘引送風機建屋は、壁面に吸音対策を講じる。 振動発生機器は強固な基礎に固定し、規制値を遵守する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (1)平面図(事業全体図面)、(3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物) 5 生活環境影響調査書 p117~143
		8号	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	焼却施設から廃棄物に接触した排水はない。 発電に伴う冷却塔ブロー水は、塩分濃度調整水(希釈水)として再利用する。 事業場からの排水は、排水処理施設により適切に処理した後、維持管理計画値以下で稗田川(海域)へ放流する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物) 5 生活環境影響調査書 p12,15
		9号	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
12条の7		法第十五条の二の三第一項の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。	—	—	—	
	5項		令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設(次項に掲げるものを除く。)の維持管理の技術上の基準は、第四条の五第一項第二号(同号ハ及びナからケまでを除く。)の規定の例によるほか、次のとおりとする。	—	—	—
		1号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上に保つこと。	炉内温度は自動制御により800℃以上となるように温度管理する。 800℃を下回らないよう、温度低下時は助燃バーナにより、燃焼ガスを昇温させる。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		3号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	廃油受け入れについては、防油堤を設け、廃油の流出を防止する。 また、床面等は廃油が浸透しないコンクリート材料で施工し、定期的に点検し、異常が認められた場合には速やかに適切な処置を講じ生活環境を損なわないようにする。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (1)平面図(事業全体図面)(3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
4条の5	1項	法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。	—	—	—	
		2号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次のとおりとする。	—	—	—
		イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	クレーン等でピットのごみを均一になるように攪拌、混合する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	廃棄物の投入は自動投入機を使用し、燃焼炉への投入は外気と遮断した状態で定量ずつ行う。 液状の廃棄物は、炉の壁面から焼却室内に挿入された噴霧ノズルにより定量供給する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)

条	項	号	省令条文	株式会社サン・ビックの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
		ニ	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	燃焼炉内の空気攪拌を十分にを行い、燃焼効率を上げることで、熱しやく減量を10%以下にする。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は助燃装置を作動させ、炉温を速やかに上昇させる。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ハ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は助燃装置を作動させ、廃棄物を燃焼し尽くした後に停止させる。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室中の燃焼ガス温度を温度計により連続測定し、かつ、記録計により記録する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	排ガス冷却設備(減温塔)を設置し、集じん器(ろ過式集じん器)入口ガス燃焼温度を200℃以下に冷却する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん器(ろ過式集じん器)入口に温度計を設置し、自動記録計にて連続的に測定し、かつ、記録する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	排ガス処理設備(ろ過式集じん器)にたい積したばいじんは定期的に除去する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	煙道にCO、O2計を設置、監視し、煙突から排出される一酸化炭素濃度が100万分の100以下となるように焼却する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	CO、O2濃度計を設置し、自動記録計にて連続的に測定し、かつ、記録する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度 [※] 以下となるようにごみを焼却すること。 ※ 処理能力4t/h以上の場合、ダイオキシン類濃度 0.1 ng/m ³ N	燃焼炉の出口にさらに再燃焼室を設け、燃焼ガスと燃焼空気を旋回流により十分混合攪拌すると共に、反応に十分な時間を取ることで完全燃焼を図る。 また、活性炭を噴霧してダイオキシン類を吸着、集じん器(ろ過式集じん器)にて捕集、触媒装置にて分解し、基準を遵守する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(窒素酸化物、硫酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀)を2か月に1回以上測定し、記録する。	適合していると認められる。	様式第十八号第2面 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)

条	項	号	省令条文	株式会社サン・ビックの事業計画	基準への適合状況	申請書の記載箇所
		ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	集じん器(ろ過式集じん器)、触媒装置を設置し、排ガス中に含まれる有害物質等を除去し、排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。 維持管理計画値(ばいじん:0.04g/Nm ³ 、硫酸化物:K値 1.5、窒素酸化物:200ppm、塩化水素:300mg/Nm ³ 、ダイオキシン類:0.1ng-TEQ/Nm ³ 、一酸化炭素:100ppm、水銀:30μg/Nm ³ 、いずれもO ₂ =12%換算値)を遵守する。	適合していると認められる。	様式第十八号第2面 1 位置、構造等の設置に関する計画 (4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物) 5 生活環境影響調査書 p15
		タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス冷却設備(減温塔)に噴霧する水は完全蒸発させ、水の飛散及び流出を防止する。 また、水による洗浄は行わない。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、(4)設計計算書 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんと薬剤(キレート剤)及び水を均一に混合するための混練機を設置し、処理を行う。	適合していると認められる。	1 位置、構造等の設置に関する計画 (3)構造図、 (5)排ガス及び排水の処理系統図 2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)
		フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防の指導の下、火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消火設備を設置する。	適合していると認められる。	2 維持管理に関する計画 焼却施設維持管理基準表(産業廃棄物)